



PSI 第 30 回世界大会 (WC) で決定
2017 年 10 月 30 日～11 月 3 日
スイス、ジュネーブ

世界大会で採択された決議

第 2 卷

第二号決議



PSI 規約

改正版 (新たな附則 5 および附則 8 を含む) 2018 年 11 月 14-15 日開催の EB-153 で承認済み

注: 2017 年世界大会での決定は 3 卷に掲載される。

第 1 卷 第一号決議の行動プログラム

第 2 卷 第二号決議の PSI 規約

第 3 卷 世界大会で採択された決議

「PSIは、世界中の社会的進歩を求めて闘う
すべての人々の平和、自由および
自己決定のために闘う。
これには、先進工業国と開発途上国との間の
社会的・経済的不平等をなくすこと、
そして様々な国や世界的な金融機関、
多国籍企業によって行なわれている
あらゆるタイプの搾取をなくすことが含まれる。」

- 第1条: 理念と目標



Public Services International
Internationale des Services Publics
Internacional de Servicios Públicos
Internationale der Öffentlichen Dienste
Internationell Facklig Organisation för Offentliga Tjänster
國際公務勞運

2017年 PSI 世界大会 PSI 規約

目次

前文.....	4
第1条 理念と目標.....	4
第2条 領域.....	5
第3条 メンバーシップ.....	5
第4条 加盟費.....	6
第5条 統治機関.....	6
第6条 大会.....	7
第7条 執行委員会.....	8
第8条 運営委員会.....	9
第9条 会長および副会長.....	10
第10条 書記長.....	10
第11条 グローバルおよび地域レベルの女性委員会.....	11
第12条 地域機関と機構.....	11
第13条 理事.....	13
第14条 職員.....	14
第15条 公認会計士と内部監査委員および財政に対する責任.....	14
第16条 脱退、加盟停止および除名.....	15
第17条 規約改正.....	15
第18条 解散.....	16
第19条 規約の発効日および解釈.....	16
第20条 正式言語と通訳.....	16
第21条 適用法と PSI の所在地.....	16
附則1 メンバーシップ・加盟手続き.....	17
附則2 加盟費支払いに関する基本的重要な概念および特別規定の定義.....	18
附則3 統治機関と諮問機関の定義と構成.....	18
附則4 大会規則・議事規則.....	19
附則5 執行委員会の内部規定.....	22
附則6 運営委員会の内部規定.....	23
附則7 女性委員会の内部規定.....	23
附則8 地域機関の内部規定.....	23
附則9 規約上の機関の会合に出席する際の費用の払い戻し.....	26
附則10 PSI の中核的部門.....	26
附則11 PSI-EPSU 協力協定.....	27
附則12 PSI 地域と小地域事務所リスト.....	35

PSI 規約

前文

国際公務労連 (PSI) は、公共部門職員の権利と利益を守り、促進するために、国際労働組合総連合 (ITUC) およびグローバルユニオン評議会 (CGU) と協力して活動するグローバルな労働組合連合体 (GUF) のひとつである。

国際公務労連¹は、本規約のなかでは「PSI」と記す。

PSI は、世界中の公共部門労働者間の連帯の理念を基盤とする。

PSI は、いかなる政府、政党、イデオロギー的もしくは宗教的団体からも独立している。

第1条 理念と目標

PSI は、世界規模で質の高い公共サービスのユニバーサルアクセスを推進し、民主的権利、人権、労働権、環境権を擁護する。

PSI は、国際労働機関 (ILO) を含む国連体制を通じて、また他の労働および市民社会の支援団体と協同で社会的正義を提唱する。

PSI はグローバルな諸問題を解決する手段として対話、国際協力および連帯を促進する。PSI は、資源を分かち合う、加盟組合を代表する、能力を構築する、加盟組合の活動の協調をはかる、および相互支援を促進することを通して活動する。

PSI は、PSI の全加盟組合、他のグローバル・ユニオン・フェデレーションおよび共通の経済、社会、労働および政治的目的を追求するその他の団体と協力する。

PSI に加盟する労働組合は、PSI の基本的理念を受け入れ、加盟組織の複数性を尊重する。また、PSI の目標を達成するために、団結の精神のもと、多様な行動を通して活動する。

PSIは次のことに取り組む:

質の高い公共サービス

PSI は、質の高い公共サービスの創出と発展を促進し、擁護する。そうしたサービスは、

- 公共部門労働者によって提供される
- 誰もが平等に利用できる
- 手ごろな値段である
- 全ての人々に対する民主的説明責任がある
- 社会正義を提供する
- 持続可能な開発と全市民の生活の質的向上を確保する

¹ 他の公式言語の呼称は：

- a) フランス語：Internationale des Services Publics
- b) ドイツ語：Internationale der Öffentlichen Dienste
- c) 日本語：国際公務労連
- d) スペイン語：Internacional de Servicios Públicos
- e) スウェーデン語：Internationell Facklig Organisation för Offentliga Tjänster

組合開発・能力構築

PSI は、組織化および次の観点から公共部門の労働組合の能力を高める。:

- すべての公共部門労働者の全面的な労働組合権を獲得する
- 政府に影響を及ぼす
- 自立と自らの政策と優先課題に責任を持つことが、組合員の増加と機能的な民主的機構を通して独立と持続可能性をもたらす

労働組合と人権

PSI は、労働組合およびその他の基本的人間の自由と権利、民主主義および社会正義が世界中で尊重されることを求めて闘う。

平和と自由

PSI は、世界中の社会的進歩を求めて闘うすべての人々の平和、自由および自己決定のために闘う。これには、先進工業国と開発途上国との間の社会的・経済的不平等をなくすこと、そして様々な国や世界的な金融機関、多国籍企業によって行なわれているあらゆるタイプの搾取をなくすことが含まれる。

平等、公平性と多様性

- a) PSI は、平等と公平性および多様性を促進し、いかなる形の人種差別、性別や婚姻関係、性的志向、年齢、宗教、政治的信条、社会的・経済的地位あるいは国や民族的な出自による偏見や差別と闘う。
- b) PSI は、PSI の活動、行動および機構のあらゆる側面に平等と公平性の政策と実践を組み入れることを目指す。
- c) PSI は、PSI 行動プログラムへの先住民の積極的な参加を増進することを通じて、ILO 第 169 号条約の推進および実施に向けて努力する。
- d) PSI は、男女均等ルールの実施を通じて PSI 諸機関の代表の少なくとも 50% を女性とする目標を達成する、そして全加盟組合がそれぞれの意思決定機関における男女均等代表の実現に向けて努力することを期待する。

第 2 条 領域

PSI が対象とする組織領域には、国際機関、国、地域ならびに地方政府行政、電力・水事業、廃棄物管理と環境保護、社会・保健・教育サービス、科学・文化・レクリエーション事業、司法・看守業務、および公衆にサービスを提供するその他の組織で働く労働者が含まれる、しかしそれらだけに限定されるものではない。

PSI はこれらの分野で官民のいずれかが所有および経営する会社で働く労働者の利益を擁護する。

第 3 条 メンバーシップ

公衆にサービスを提供する労働者を組織するあらゆる労働組合は、以下の条件のもとに加盟する資格がある。

- a) PSI の原則と目標に賛同すること
- b) 規約が形式ならびに実質ともに民主的で自主的であり、職員や職員が自由に選出した代表によって構成され、率いられる団体であること
- c) 財政的に自立する能力や潜在能力があること
- d) 彼らの目標の達成に向けて活動していること

加盟に関する手続きの詳細はすべて附則 1 「メンバーシップ・加盟手続き」に規定されている。

第4条 加盟費

加盟組織から納入される加盟費の金額は大会によって定められる。大会はこの任務を執行委員会に委任することができる。

加盟費は加盟組織の適格者全員分を納入することとする。納入年の1月1日を期日とし、2月28日までに支払わねばならない。加盟費を全額もしくは期限内に支払うことが困難な加盟組織は、附則2「加盟費支払いに関する基本的重要な概念および特別規定の定義」に記された手続きに従って支払い免除、指数の変更、減額、支払い猶予あるいは分割払いを申請することができる。財政的例外措置の申請は納入期限である2月28日までに届かなければならない。減額が承認されると、それに応じて登録人員数は減少する。

支払い年の7月1日時点で加盟費を未納、または支払い免除、減額あるいは支払い猶予を申請していない加盟組織は、附則1によって、その年の加盟費滞納者と宣告され、PSI加盟組織としての権利と資格を失い、その旨を知らされる。これらには以下のことが含まれる。

- PSI機関会議、行事、活動、プログラムへの参加の資格
- PSIの行事、活動、プログラムへのスポンサーシップ（指数100%以下の国のみが対象）

加盟費の支払いに関する特別規定はすべて附則2「加盟費支払いに関する基本的重要な概念および特別規定の定義」に記載されている。

第5条 統治機関

5.1 PSI 統治機関

- a) 大会
- b) 執行委員会
- c) 運営委員会
- d) 地域総会
- e) 地域執行委員会

5.2 多様性と代表

PSIの全統治機関の構成はPSIの組織人員が十分に代表されるべきである。

- 多様性（規約第1条「平等・公平性及び多様性」）そして、
- (小) 地域を代表する（規約第12条「地域機関と機構」）ことの観点から
- そして可能な場合に部門代表を考慮に入れる。

これらの原則は全統治機関の正メンバーポストと代理ポストの候補者を選ぶ際に適用されなければならない。

統治機関と諮問機関は附則3のなかで定義される。

第6条 大会

- 6.1 大会は PSI の最高意思決定機関である。大会は加盟組織の代議員で構成される。
- 6.2 定期大会は5年ごとに開かれる。書記長は執行委員会の決定に従って定期大会を召集する。定期大会の期日と開催場所は遅くとも12ヵ月前までに加盟組織に通知される。
- 6.3 臨時大会は、執行委員会の決定に基づいて、その決定後5ヶ月以内に、あるいは合計した組合員数が PSI の加盟費納入人員総数の3分の1以上を代表する4つ以上の加盟組織からの書面による要請によって、召集される。臨時大会は特に召集の原因となった事項に限って討議する。
- 6.4 大会の議題には、附則4「大会規則・議事規則」で定められたすべての事柄が含まれる。
- 6.5 第4条「加盟費」に従って彼らの義務を果たした加盟組織は、前回大会以降（現在の大会開催年も含む）もしくは PSI への加盟以降の年平均加盟費納入人員数に応じて、大会に代表を送る資格がある。
- 6.6 加盟組合の代表権は以下の表に基づく。代議員数が2名以上の場合には、加盟組合の組織人員がどちらかの性に大幅に偏っているためにそうすることが不可能である場合以外は、男女それぞれが平等に代表されるべきである

加盟費納入済み人員数の平均値が 5,000 までは代議員 1 名
加盟費納入済み人員数の平均値が 5,001 から 10,000 までは代議員 2 名
加盟費納入済み人員数の平均値が 10,001 から 20,000 までは代議員 3 名
加盟費納入済み人員数の平均値が 20,001 から 35,000 までは代議員 4 名
加盟費納入済み人員数の平均値が 35,001 から 50,000 までは代議員 5 名
加盟費納入済み人員数の平均値が 50,001 から 100,000 までは代議員 6 名
これ以上については、加盟費納入済人員の平均値が 50,000 人増すごとに 1 名と端数分につき 1 名を追加する。

- 6.7 大会資格審査委員会
大会は、最初のセッションで代議員の資格確認の任にあたる資格審査委員会を選出する。
- 6.8 大会議事運営委員会
執行委員会は、大会運営を準備する大会議事運営委員会を任命する。その構成は、
- 各地域から各1名
 - 各 PSI 公用語グループから各1名（地域代表として出していない場合）
 - 女性委員会（WOC）から1名（地域や言語代表として出していない場合）
 - 大会開催国から1名（地域、言語あるいは女性代表として出していない場合）、および
 - 執行委員会の若年労働者代表（上記のいずれの代表でもカバーされていない場合）から1名とする。

6.9 会長と書記長の選挙

会長と書記長は、大会による単純過半数で選出される。会長と書記長は、大会による単純過半数で選出される。男性1名と女性1名の計2名の選挙管理人は執行委員会によって任命され、指名された候補者名を集めて、精査する任務を負う。選挙管理人は中立で、選挙過程に利害を有しない。彼らは議事運営委員会に対して責任を負う。全候補者は精査作業にあたる人物を指名する権利がある。

会長職候補者は、立候補時点で優良な PSI 加盟組合の信頼できるメンバーでなければならない。書記長職候補者は、真正な労働組合での経験を有するものでなければならない。

手続き上の詳細と規則はすべて、附則 4「大会規則・議事規則」にまとめられている。

第7条 執行委員会

7.1 国際公務労連は、大会から次期大会までの間は執行委員会によって統治される。執行委員会は少なくとも年一回会合する。執行委員会は次のことに対して責任を負う。

- a) 大会の決定と勧告の執行
- b) 大会で審議されていない事柄に関して PSI の政策姿勢を決定すること
- c) PSI の作業プログラムに関する戦略的企画、実施、監視およびフォローアップ
- d) あらゆる財務問題を決定し、監視すること
- e) 適宜任務と責任を運営委員会、各種委員会または個人に委ね、その実施を監視すること
- f) 第 11 条 2 項および第 12 条「地域機関と機構」(第 12 条 4 項 f) の規定どおりに、地域執行委員会からの指名に基づいて女性委員会を選出すること
- g) 新規加盟、加盟停止および除名、加盟費の減額、免除、支払い猶予および分割払いなどを含むあらゆるメンバーシップ事項
- h) 大会からの委任、権限付与に応じて、年間加盟費の金額を決定すること
- i) PSI 本部の所在地を 3 分の 2 多数決に基づいて決定すること

7.2 異なる 4 地域を代表する 4 名以上の正執行委員の書面での要請によって、執行委員会の臨時会合が可能な限り早急に招集される。

7.3 第5条1項にしたがって、執行委員会は以下の職権上のメンバーと正委員によって構成される。

- 会長 (職権上のメンバー)
- 書記長 (職権上のメンバー)
- 女性委員会議長 (職権上のメンバー)
- 職権上のメンバーとしての欧州公務委員会 (EPSU) 会長ならびに書記長は、各一名の代理メンバーを指名することができる。
- PSI 各地域の2名の共同議長、および各地域の加盟費納入人員40万人につき1名と端数分1名を加えた人数の代表。(正委員として)
- 加盟費納入人員50万以上の加盟組合は男女均等の目標を促進する意図をもって、自らの裁量で一議席を獲得できる。
- 各地域から2名の若年労働者(選出時点で30歳未満とされる人)が当該地域執行委員会の指名を受け、大会で正委員として選出される。
- これらの地域代表は各地域執行委員会によって指名され、大会で選出される。
- そして可能な場合に、部門代表を考慮に入れる。(附則 10)

- 7.4 各正委員につき一名の代理委員が選出される。代理メンバーは当該正委員が欠席した場合に限って、執行委員会において正委員として行動し、投票権を持つ権利がある。第2代理委員を選出することもできる。
- 7.5 執行委員会は、3分の2の多数決に基づいて、追加小地域を創設することも含めて、小地域の境界を変更する権限を有する。かくして地域内のメンバーシップの増減を考慮して、第7条3項(第5パラグラフ)にある計算法に基づいて、次期大会までの間の議席を削除もしくは追加する。現在の小地域の境界は、本規約の附則12に定められている。
- 7.6 執行委員会は、3分の2の多数決によって、どの一地域に属するわけでもない国際的な組織人員を持つ加盟組合に対してオブザーバーの議席を与える権限を有する。そうしたオブザーバーには執行委員会での発言権はあるが、投票権はない。
- 7.7 執行委員会自体ならびに第5.1条「統治機関」に挙げられているその他の機関について、執行委員会は**内部規定**(附則5「執行委員会の権限と内部規定」、附則6「運営委員会の権限と内部規定」、附則8「地域機関の権限と内部規定」、附則9「規約上の機関の会合に出席する際の費用の払い戻し」)を設ける、そして／あるいはこれを承認する。

第8条 運営委員会

- 8.1 執行委員会は、運営委員会を設置して、次の執行委員会の会合まで待つことのできない措置を要する事項を負託する。そうした事項には次のことが含まれる。
- 政治的問題や労働組合に関する問題
 - 財政に関する事項
 - 一般的な運営および職員配置に関する事項
- 運営委員会は執行委員会に対して説明責任を負い、通常は年に1回会合する。
- 8.2 運営委員会は以下の職権上のメンバーと正委員によって構成される。
- 会長
 - 書記長
 - 女性委員会の議長
 - 若年労働者の代表一名が、EBの若年労働者メンバーの中から選出される
 - 副会長全員
 - 職権上のメンバーとしてのEPSU会長ならびに書記長。それぞれが一名の代理メンバーを指名することができる。
- 8.3 各正副会長につき一名の代理が選ばれる。代理メンバーは、当該副会長が欠席の場合に限って、運営委員会の会合で正メンバーとして行動し、投票権を持つ資格がある。
- 8.4 運営委員会に関する詳細な権限と内部規定は、附則6「運営委員会の権限と内部規定」に記載されている。

第9条 会長および副会長

9.1 会長

- a) PSI 会長は 6 条「大会」の 9 項「会長と書記長の選挙」と附則 4「大会規則・議事規則」で定められた手続きに従って大会で選出され、執行委員会と運営委員会の会合、大会、および会長が出席する他のあらゆる PSI の会合において議長を務める（第 11 条「グローバルおよび地域レベルの女性委員会」および第 12 条「地域機関と機構」の下での場合を除く）。
- b) 会長の任期は次期定期大会閉会時に終了するが、再選される資格を有する。
- c) 定期大会から次期定期大会までの間に会長職が空席になった場合は、次回の執行委員会会合で執行委員の中から新たな会長を選出するまで、筆頭副会長が会長職を遂行する。

9.2 副会長

- a) 地域執行委員会からの指名に基づいて、執行委員会は正委員の中から各地域2名の副会長を選出する。さらに、執行委員会は、欧州地域の正委員の中からさらに4名の副会長を選出する。
- b) 執行委員会は、正委員の中から各副会長につき1名の代理メンバーを選出する。
- c) 執行委員会は副会長のなかから、会長不在時に会長を代行する筆頭副会長を選出する。会長が男性であれば、筆頭副会長は女性とし、会長が女性であれば、筆頭副会長は男性とする。
- d) 筆頭副会長職が空席になった場合は、次の執行委員会会合で EB の正委員のなかから新たな筆頭副会長を選出する。
- e) 定期大会から次期定期大会までの間に副会長職が空席になった場合、当該地域執行委員会は後任を指名して次の執行委員会会合で選出される。

第10条 書記長

10.1 書記長は第 6 条「大会」の 9 項「会長と書記長の選挙」および附則 4「大会規則・議事規則」で定められた手続きに従って大会で選出される。

10.2 書記長の任期は次期定期大会閉会時に終了するが、再選される資格を有する。

10.3 書記長は、

- a) 大会ならびに執行委員会の決定にしたがって、PSI の日常の業務を遂行する。
- b) これらの機関ならびに本規約で定められたその他のあらゆる機関の会合に必要な資料を作成し、配布する。
- c) 大会、執行委員会、運営委員会のすべての会合、およびこれらの機関が必要と考えるその他の会合に出席する。
- d) 業務、資産ならびに職員の全般的管理と PSI のあらゆる出版物の作成に責任を負う。
- e) 大会行動プログラムの実施状況を監視する、そして加盟組合のニーズの変化に応じるために特定分野での戦略的变化を執行委員会に勧告する。
- f) PSI の戦略的發展を監視し、計画する。これにはロビー活動やアドヴォカシー活動を通じて全体的な有効性を向上させることも含まれる。
- g) 主要な国際組織と市民社会団体との提携関係を築くことを通じて、PSI の政治的影響力を高める。
- h) 書記長は彼/彼女の代理を任命し、この任命を EB に提出して承認を求める。
- i) 本規約によって書記長に課されるその他すべての任務を遂行する。

- 10.4 書記長の給与と雇用条件は執行委員会が決定する。
- 10.5 執行委員会は、重大な不行跡に対して書記長を停職に処する権限を有する。書記長はそのような処分に対して大会に訴える権利を有する。
- 10.6 大会から次期大会までの間に書記長職が空席になった場合には、執行委員会が次の会合時に次期大会終了時まで書記長代行を務める人物を任命するが、その時までには書記次長が書記長職の責任を負う。

第 11 条 グローバルおよび地域レベルの女性委員会

- 11.1 女性委員会は、執行委員会に助言する役割を有する。
- 11.2 女性委員会には、各小地域から出ている1名の女性地域執行委員会代表が正委員として含まれる。地域執行委員会に2名以上の女性正委員が出ている小地域は、誰が女性委員会の正委員のポストに就くかを定める。地域執行委員会の正委員が女性委員会の任務につかず、彼女の代理がその任務に就く場合には、第2代理を指名することができる。会長と書記長は女性委員会の職権上のメンバーである。
- 11.3 女性委員会の資源は執行委員会の承認を受けることとし、本委員会が常にPSIの女性組合員を代表しているようにするために定期的に見直しを行なう。
- 11.4 女性委員会はそのメンバーの中から一名の議長を選出し、彼女は職権上の執行委員会のメンバーと運営委員会のメンバーになる。また女性委員会は、議長の出身地域以外の各地域から各一名の副議長を選出する。そして、これらの副議長のうちから議長代理の役割を担う一名が選出される。議長は執行委員会で報告を行なう。

女性委員会の詳細な権限と内部規定は、附則 7「女性委員会の権限と内部規定」に記載されている。

第 12 条 地域機関と機構

- 12.1 PSI 地域機構
PSI は、アフリカ・アラブ諸国、アジア太平洋、欧州²、米州の 4 地域から成る地域機構を有する。この地域機構は、規約改定に必要とされるのと同じ 3 分の 2 の承認が大会で得られることによってのみ、変更することができる。
- 12.2 小地域
小地域は、一国もしくは一定の基準（地理的、言語的）に従って一つのグループになった数カ国によって構成される³。各地域内で、正委員の議席は地域執行委員会の責任の下に小地域間で配分される。

²欧州では、地域執行委員会は EPSU 執行委員会によって代表される（規約 12 条 5 も参照）

³欧州では、小地域の代わりに選挙区という言葉が使われる。

12.3 地域総会

各大会後 2 年以内に、アフリカ・アラブ諸国、アジア太平洋、および米州の各地域で地域総会を開催するものとする。欧州では、独自の会合スケジュールを有する **EPSU** 大会がこれに相当する。地域総会は、

- a) 開催国から 2 名の総会議長を選出する
- b) 規約第 6 条 7 項ならびに関連する附則によって、資格審査委員会を選出し、その報告を承認する
- c) 規約第 6 条 8 項（地域総会用に改編）ならびに関連する附則によって、議事運営委員会を選出し、その報告を承認する
- d) 前回の地域総会以降の地域活動報告を承認する
- e) 規約第 12 条 4 項ならびに附則 8b に述べられた基準と条件にそって、それぞれの地域執行委員会のメンバーを選出する
- f) 大会で定められた **PSI** の優先事項の枠組み中で、次期の地域行動計画を議論し承認する
- g) 決議案と声明を議論し採択する
- h) 当該地域執行委員会と世界執行委員会に勧告と報告を行う
- i) 地域執行委員会が総会へ提出することを希望した事項について議論する

12.4 地域執行委員会

各地域総会は、執行委員会に対する説明責任を負う地域執行委員会を選出する。地域執行委員会は **PSI** の地域の統治機関である。地域執行委員会は、大会から次期大会までの期間中それぞれの地域の業務を指揮し、少なくとも年に一回会合する。執行委員会によって承認された予算の中で、地域執行委員会は、彼らの行動プログラムの実施と支出に対して全面的な執行権限を有する。地域執行委員会の内部規定は付則 8 に述べられている。

地域執行委員会は次のことに対して責任を負う。

- a) **PSI** の世界および地域行動計画を企画、監視、フォローアップする
- b) 執行委員会に提出する次年度地域活動の予算案の作成
- c) 加盟およびメンバーシップ事項に関して執行委員会に勧告する
- d) 大会で選出されることになる地域代表の執行委員（正委員と代理委員）を指名する。彼らには **PSI** の主要部門の代表も含まなければならない（附則 10）
- e) **PSI** 副会長候補者にもなる地域共同議長、および彼らの代理を選出する
- f) 女性委員会への地域代表を指名する
- g) それぞれの地域総会で選挙を監督する 2 名の選挙管理人を指名する
- h) **PSI** 執行委員会によって設置される委員会の地域メンバーを選ぶ

地域執行委員会は次のように構成される。

- a) 地域の各小地域から 2 名の正代表（附則 12、**PSI** の地域及び小地域リストを参照）
- b) 加盟費納入人員が 50 万人以上の組合から 1 名の正代表
- c) 地域全体の若年労働者を代表する 2 名の正委員、彼らは選出の時点で 30 歳未満でなくてはならず、それぞれ異なる小地域出身でなければならない
- d) **PSI** の会長と書記長および当該地域書記は職権上のメンバーとする

各正委員につき一名の代理委員が選出される。代理メンバーは当該正メンバーが欠席した場合に限って、地域執行委員会で正委員として行動し、投票権を持つ資格がある。第 2 代理を指名することができる。

各地域執行委員会のガイドライン、規則、運営取り決め、およびその他の責任の詳細は執行委員会による承認を受けることとし、それらは附則 8「地域機関の権限と内部規定」として本規約に添付される。

12.5 欧州におけるPSI

欧州においては、PSIは欧州公務労連 (EPSU) をPSIの欧州地域機構として認める。PSIとEPSUは緊密に協力し、双方の目的を互いに支持する。この協力の詳細は、附則11「PSI-EPSU協力協定」の下で添付されているPSI-EPSU協力協定の中で説明されている。

12.6 小地域諮問機関

地域執行委員会は、小地域内の公共サービス組合が直面する問題に関して地域書記と地域執行委員会に助言するために、そして交流と対話の場をつくるために、小地域、一定部門/小部門あるいはその他の課題に関する諮問機関を設置することを決定できる。

それぞれの地域執行委員会が、そうした諮問機関の規模、構成、会合頻度および期間について得られる財源を考慮しながら決定する。

12.7 国内連絡協議会と女性委員会

PSI 加盟組合は、PSI 行動プログラムの実施において協力を高めるため、そして共通の姿勢と優先課題に関して小地域諮問委員会に助言するために、各国レベルで自らの資源で連絡協議会と女性委員会を設置することができる。

12.8 地域における PSI のプレゼンス

PSI は各地域において、合意による書記局や事務所を設置し、地域に資源を配分して、PSI のプレゼンスを維持する。こうした資源の構成と性質は、当該地域執行委員会ならびに地域の加盟組合と協議したのちに執行委員会によって決定され、PSI の男女均等公約を考慮される。

地域あるいは小地域の活動、資金調達および支出はすべて、年間活動計画と執行委員会で承認された予算のなかで実施される。

第 13 条 理事

13.1 会長、書記長、および執行委員会によって指名され、大会によって批准された 3 人目の人物が、PSI 資金を管理する理事会を構成する。理事会には男性と女性の両方が参加する。

13.2 理事会は執行委員会に報告を行う。

13.3 大会から次期大会までの期間に一名以上の欠員が生じた場合には、PSI 執行委員会は理事代行者を任命する権限を有する。

13.4 理事会は、可能な場合には、PSI を代表して単独もしくは他の団体や個人と共同で、土地または建物を購入、賃貸借、抵当権設定、または売却するために、PSI の使途未定の資金を投資する権限と責任を有する。

13.5 執行委員会に提出される財政報告書には理事会が取った措置を含めなければならない。

第 14 条 職員⁴

- 14.1 人事予算に関する決定は、年間予算の承認の一環として執行委員会の責任である。
- 14.2 職員（地域およびプロジェクトの職員を含む）の採用、停職及び解雇は書記長の責任である。
- 14.3 人員配置の決定には、PSIの平等、公平及び多様性の公約が考慮される。
- 14.4 PSI本部職員の給料、労働条件は、PSI書記局会長／職員組合（複数の場合もあり得る）との交渉により決定する。
- 14.5 PSIの全職員の給料および労働条件は、書記長と職員代表との間に結ばれた一般枠組み協定によって管理される
- 14.6 書記長は職員構成におけるいかなる変更も、執行委員会に報告しなければならない。

第 15 条 公認会計士と内部監査委員および財政に対する責任

- 15.1 書記長は PSI のすべての金銭に対する責任を負い、PSI に支払われるすべての金銭を受領する。
- 15.2 支出は年間予算によって管理される。年間予算案は書記長が作成し、執行委員会によって承認される。
- 15.3 書記長は PSI の会計に責任があり、すべての支払いを行なう、そして毎年一回執行委員会に財政報告書を提出し、必要と思われる、あるいは執行委員会から要求される情報をこれに補足する。
- 15.4 PSI の帳簿と会計書類は執行委員会が任命する公認会計士によって毎年詳細な監査を受ける。公認会計士は受け取った金銭がすべて正しく記帳され、すべての支払い請求が遂行されていること、すべての支出は虚偽がなく、承認されたもので、正しく記帳されていること、そして PSI の金融資本が安全に管理されていることを確認しなければならない。会計士は毎会計年度ごとに公式の定時監査報告書を提出し、また執行委員会もしくは大会から要求があった場合には臨時報告書を提出する。公認会計士による報告書はすべて第 15 条 6 項に従って PSI 執行委員会ならびに内部監査委員に提出される。
- 15.5 PSI の金銭上のやりとりは 2 名の内部監査委員によっても監督され、検査される。内部監査委員は、世界大会で代議員の中から選出される。大会から次期大会までの間に監査委員が辞任した場合には執行委員会は内部監査委員代行を指名する。
- 15.6 内部監査委員は、共同もしくは単独で、PSI の帳簿、あらゆる財務関係書類ならびに権利書、証書類をいつでも点検できる。内部監査委員はすべての支出が妥当なものであり、PSI 執行委員会の決定に従っていること、もしくはその承認を得たものであることを確認しなければならない。内部監査委員は毎年監査結果に関する報告書を提出し、これは全加盟組織に送付される。書記局はこれらの報告書を PSI 執行委員会に提出して、審議を受ける。

⁴本条項の規定は、欧州公務労連（EPSU）には適用しない。欧州公務労連は独立連盟であり、その PSI の関係は附則 11 の協力協定の定めるとおりである。

第 16 条 脱退、加盟停止および除名

- 16.1 PSI からの脱退を希望する加盟組合は、6 か月前までに書面で PSI に通告しなければならない。財政的義務はこの期間が終了するまで存続する。
- 16.2 再三の督促にもかかわらず加盟組織が加盟に伴う財政的義務を 2 年連続して履行しない場合には、執行委員会は加盟の失効を宣告する権限を有する。
- 16.3 執行委員会は、第 1 条に書かれている「PSI の理念と目標」に反した行動をとる加盟組織の加盟を停止する権限を有する。当該組織には事前にその旨を通告し、当該組織は執行委員会の面前でこの申し立てに答える機会を与えられる。
- 16.4 大会は自らの発意で、あるいは執行委員会の動議に基づいて、加盟組織を除名することができる。
- 16.5 第 16 条 2 項もしくは第 16 条 4 項「脱退、加盟停止および除名」によって除名された加盟組合は、後日再加盟を申請することができる。しかしながら、再加盟の条件は、除名時の加盟費未払い分を考慮しながら執行委員会が決定するものとする。

第 17 条 規約改正

- 17.1 執行委員会と加盟組織は規約改正を提案することができる。附則 4 で規定されている大会決議案に関連する手続きが適用される。
- 17.2 規約の改正には、第 6 条「大会」に従って大会に代表されている加盟費納入済人員総数の 3 分の 2 以上の賛成が必要である。大会議長は規約改正案の一括提案を举手投票にかけることができる。
- 17.3 それぞれ異なる国の少なくとも 4 つの加盟組織が、しかも PSI の全 4 地域が代表される場合に、提案されている個々の改正案のどれかについて組合員数投票にかけることを要求した場合には、会長はそうした組合員投票を求める動議を大会にかけ、挙手による決定を求める。この動議が採択された場合は、指摘された個別の改正案に関して組合員数投票が行われるが、それ以外の残りの改正案については、議長が 3 分の 2 の多数決によって承認されたと宣言した場合には、可決されたものとみなされる。
- 17.4 本規約の附則は、規約に不可欠な一部であるが、主に事務的、技術的な規定を含むため、異なる立場にあり、3 分の 2 の過半数があれば執行委員会が修正することができる。

第 18 条 解散

- 18.1 PSI の解散決定を下せるのは大会だけである。解散の動議は附則 4「大会規則・議事規則」に従って議題に載せなければならない。
- 18.2 解散動議には、大会に代表されている加盟費納入済み人員総数の 4 分の 3 以上の賛成が必要である。解散動議では、PSI のすべての負債と債務が清算され、職員へのあらゆる義務が履行された後に残る資産をどのように処分するかを提示しなければならない。

第 19 条 規約の発効日および解釈

- 19.1 本規約は即刻効力を発する。
- 19.2 大会から次期大会までの期間は、規約の解釈は執行委員会が行う。

第 20 条 正式言語と通訳

- 20.1 正式の PSI 規約は英語版とする。規約（および適宜、規約で定められた機関の文書）は PSI 公用語（英語、フランス語、ドイツ語、日本語、スペイン語およびスウェーデン語）で発行される。
- 20.2 規約上の機関の会合では（適宜）公用語の通訳を利用できる。しかしながら書記長は、入手可能な予算内で、財政的に維持可能な限りできるだけ広範な会合や部会参加者に文書の翻訳と通訳の便宜を提供することの可能性を探ることとする。

第 21 条 適用法と PSI の所在地

- 21.1 国際公務労連は、スイス民法（第 60 条－79 条）に従って、「非営利団体」として、現行規約とスイスの法律が適用される。
- 21.2 PSI はスイスのジュネーブ州に所在する。

附則1 メンバーシップ・加盟手続き

- a) 加盟を求める組織は、当該組織の規約の写しを添えて加盟申請書および必要な補足文書すべてを書記長に提出する。申請書には当該組織の少なくとも 2 名の選出役員が署名していなければならない。
- b) 書記長は加盟を求めている組織の性質を確かめ、その結果を執行委員会に報告する。当該国の既存 PSI 加盟組織からの所見は当該地域執行委員会の正委員に提出される。執行委員会は、当該地域執行委員会の正委員の勧告を聞聴いた後に加盟申請の受理または却下を決定する。
- c) 加盟は、PSI 内での加盟組合の権利と資格を含めて、加盟費が初めて全額支払われた日をもって開始する（特にそれとは異なることを執行委員会が言明しない限りは）
- d) PSI に加盟することによって下記の権利と責任が生じる。

権利と資格

次のものを利用できる:

- PSI の公共部門ネットワーク労働者の権利、社会・経済的正義、および質の高い公共サービスのために闘う
- PSI 連帯・組合開発プロジェクトー訓練と能力構築を現場で支援することによって加盟組合を援助する
- その他のあらゆる PSI の会合やイベント

次の場へ代表を送る:

- 国際労働機関をはじめとする国連機関
- 世界銀行ならびに地域開発銀行
- 国際通貨基金、世界貿易機関、経済協力開発機構、その他多数の場

PSI との協力:

- 組合加入の自由を含む労働者を保護し拡大する、団体交渉する、そして公平性と多様性を促進する
- 公共サービスの質を求めてキャンペーンする。これには、ITUC や他の産別グローバル労働連、消費者団体、市民団体および非政府組織 (NGO) と緊密に協力する必要がある。

PSI 諸機関への関与:

- 5年ごとに開催され、行動プログラムを創り出す PSI 世界大会
- PSI 執行委員会
- PSI 運営委員会
- PSI 地域総会
- PSI 地域執行委員会
- グローバルおよび地域レベルの PSI 女性委員会

責任と義務

- a) 組合員に PSI の理念と決定を認識させ、PSI に関する活動を統治・執行機関に報告する。
- b) PSI の統治・執行機関の決定に基づいて取った行動について書記局に報告し、行動を取らなかった場合にはその理由を書記局に報告する。
- c) 活動に関する情報を PSI 書記局に常時提供する。
- d) 関心があるかもしれないその他の情報を PSI 書記局に提供する、また書記局からの情報提供の要請に応じる。
- e) 大会によって定められた加盟費を毎年支払う、あるいは特別な場合には PSI 規約第 4 条「加盟費」によって執行委員会で認められた金額を支払う。

欧州におけるPSI

原則として、欧州の全加盟組合はEPSUとPSIの両方のメンバーである。両組織に申告される組合員数は同数とする。欧州における加盟方針に関連する詳細は、PSIとEPSUの両方の規約に添付されているPSI-EPSU協定に記載されている。(附則11)

附則 2 加盟費支払いに関する基本的重要な概念および特別規定の定義

- a) 年間加盟費は請求された一組合員当たりの固定額であり、PSI 大会、もしくは委任を受けた執行委員会によって決定される。
- b) 通貨はユーロである。
- c) 各組合の年間加盟費は、国連開発プログラム (UNDP) が作成する国内総生産に基づく指数制度に従って計算される。国内総生産の数値が世界平均値以下の国の加盟組合は、より低い指数比率に合わせて加盟費額を減額することができる。指数帯は 10%、15%、20%、25%、30%、35%、40%、45%、50%、55%、60%、65%、70%、75%、80%、85%、90%、95%、100%である。この指数は、執行委員会、もしくは委任を受けた運営委員会によって、定期的に見直すことができる。
- d) 特別な事情により財政的義務を完全に履行できないと自ら判断した加盟組織に対して、執行委員会および運営委員会は加盟費支払いの一時的減額を認める権限を有する。例外的な場合には執行委員会または運営委員会は加盟費の支払いを免除することもできる。執行委員会または運営委員会は、加盟組合からの加盟費延納や分割払いの要請についても、状況が詳細に説明され、合意に達した場合には、これを認めることができる。
- e) そうした執行委員会または運営委員会による配慮を求める申請はすべて詳細な説明を添えて書記長に提出されることとし、支払い年の 2 月 28 日までに届かなければならない。期限後の申請は緊急の場合に限って検討される。書記長は、第 4 条の下でのすべての申請を当該地域執行委員会に提出し、彼らの勧告を求める。
- f) 加盟費指数が 100%未満に設定された国の加盟組合は、指数に基づく加盟費の全額を支払っていれば、附則 4「大会規則・議事規則」の下での計算方法で算出された登録組合員数全員分の投票権を保持する。

附則 3 統治機関と諮問機関の定義と構成

PSI 統治機関は、世界および地域レベルで選出された人々のグループで意思決定力を持つとともに、世界大会の決定を実施し、政策上の立場を明確にし、作業プログラムの戦略的な計画を策定する責任を担う。

PSI 諮問機関は選出された、または指名された人々のグループで、意思決定力は持たず、政策課題と作業プログラムの実施について、国際、地域または小地域レベルで協議を促し、PSI 加盟組合に関する問題について交流と対話に参加する。

PSI 統治機関の構成は、第 5 条 2 項「多様性と部門代表」に規定された基本的原則を反映しなければならない。

附則 4 大会規則・議事規則

議題

大会の議題は次の項目によって構成される。

- a) 資格審査委員会の選出および報告
- b) 指名と批准:
 - i. 大会副議長
 - ii. 投票集計人
 - iii. 議事運営委員会
- c) 第 13 条 1 項で規定されている 3 人目の理事の指名の確認
- d) 前回の大会以降の PSI 活動の報告
- e) 財政報告、内部監査委員報告、加盟費の決定の承認
- f) 規約で定められた選挙
 - i. 会長
 - ii. 書記長
 - iii. 執行委員会
 - iv. 内部監査委員
- g) PSI 加盟組合員が働く主な分野で行われる活動を詳細に記した、課題と目標を含む来期の活動プログラムと優先課題 (案)
- h) 加盟組織と執行委員会から提出された動議・決議案
- i) 執行委員会が大会に提出したいその他の事柄

決議案

- a) 定期大会の議題に入れるために加盟組織によって提出されるあらゆる動議・決議案は、遅くとも大会開始 7 ヶ月前までに書記長に届かなければならない。
- b) 執行委員会によって提出される中核的決議案はこれとは異なる時間枠が適用でき、EB の決定にしたがう。
- c) 書記長は、規約改正案も含むこれらの動議・決議案を遅くとも大会開始 5 ヶ月前までに加盟組織に送付する。
- d) 動議・決議案に対する修正案は大会開始 4 ヶ月前までに書記長に届かなければならない。
- e) 書記長はすべての修正案を遅くとも大会開始 2 ヶ月前までに加盟組織に送付する。
- f) 議題と報告書と議事規則の草案は遅くとも大会開始 2 ヶ月前までに大会代議員に送付される。大会は最終的な議題と議事規則を承認する。
- g) 提案提出期限後に動きが生じた事態に関して緊急動議・決議案を提出できる。そのような動議・決議案が討議と投票に付されるのはいずれかの地域執行委員会または半数以上の代議員がそれを認めた場合に限られる。

大会への参加

- a) 附則 2 「加盟費の支払いに関する基本的重要な概念と特別規定の定義」に従って、大会までのどの年でも加盟費の支払いを免除されたことのある組織は、免除された年の加盟費納入人員はゼロとする。期間中の平均人員数がゼロになった加盟組合は代議員を 1 名送る権利がある。
- b) 加盟組織は加盟費納入済人員 10 万人につき 1 名と端数分 1 名のオブザーバーを送ることができる。オブザーバー数が 2 名以上の場合は、加盟組合の組織人員がどちらかの性に大幅に偏っているためにそうすることが不可能である場合以外は、男女それぞれが平等に代表されるべきである。
- c) 大会資格審査委員会は、大会開催国の加盟組織に規定数以上のオブザーバーを出席させる権利を与えるように大会に勧告することができる。

- d) 大会代議員ならびにオブザーバーの**旅費と滞在費**は彼らが代表する組織が負担する。執行委員会は、指数 100%以下の国の代議員に対して PSI 資金から金銭的に援助することができる。この援助は、民主主義と参加を高めることが目的である。第 4 条「加盟費」に従って加盟組織が財政的義務を果たしていることが条件である。申請団体は、規約第 5 条 2 項「多様性と部門代表」に述べられた多様性と部門代表の原則を順守しなければならない。
- e) **代議員とオブザーバーの氏名**を遅くとも大会開始 4 ヶ月前までに書記長に提出する。書記長は、これらの指名を精査して、規約上の要件に合致していない場合は加盟組合に忠告する。
- f) 執行委員会には、PSI が関係を維持している国内ないしは国際組織から**オブザーバー**を招く権限がある。
- g) 出席することが望ましいと考えられる人物を**ゲスト**として招くこともできる。
- h) 大会に代議員を送ることができない加盟組織は同小地域の他の組織の代議員に代理を委任することができる。このような委任が有効であるためには、委任する側の組織が大会 4 週間前までに PSI 書記長に書面でその旨を通知することが条件である。いかなる組織も他の 4 組織以上の**代理投票**は行うことはできない。

大会資格審査委員会

- a) 資格審査委員会は加盟組織が PSI 規約の定める条件と義務を充たしているかどうかを審査する権限を有する。資格審査委員会は書記長、執行委員および大会代議員に対して、任務の遂行に必要な情報や代議員の資格の正当性に関連する証拠を要求する権利がある。
- b) 資格審査委員会は適切な勧告を伴う報告書を大会に提出する。大会は資格審査委員会の最初の報告ならびに勧告について討議し、採決するまでは、投票や選挙を行うことができない。
- c) 資格審査委員会は、投票力および派遣できる代議員・オブザーバーの人数を計算する際に、大会開催2ヶ月前以降に支払われた加盟費を勘定にいれないこととする。ただし、組合に加盟費納入延滞を正当化するやむを得ぬ例外的状況があった場合には、大会直前に開かれる当該地域執行委員会の勧告に基づいて、資格審査委員会は納期を過ぎた支払いを認める権限を有する。

大会議事運営委員会

大会議事運営委員会への代表を指名する際に、すべての地域執行委員会は第 1 条「理念と目標」（平等、公平性および多様性）を考慮する。大会議事運営委員会はそのメンバーの中から委員長を選出し、書記長が議事運営委員会の書記を任命する。議事運営委員会は次のことを行う。

- a) 加盟組織および執行委員会によって提案されたすべての動議・決議案と修正案の有効性を調べ、報告する。
- b) テーマが類似し、内容が相反しない動議・決議案が 2 件以上提出されている場合に、必要に応じて統合動議・決議案を作成する。
- c) 議事進行と発言者の発言制限時間について勧告する。
- d) 議事の適切な運営のために決定を要するその他の問題に関して大会に報告する。

議事運営委員会は大会に先立って召集され、大会の最初の実質セッションに間に合うように第一回報告を提出する。このセッションで大会は議事運営委員会の構成を承認するよう求められる。

投票

- a) 投票権を有するのは代議員だけである。採決は通常代議員カードを掲げた**挙手**によって行なわれる。
- b) 採決に付される前に、少なくとも 4 カ国の加盟組織が**組合員数投票**を要求した場合には、会長は組合員数投票を求める動議を大会にかけて挙手による採決を行なう。この動議が採択されれば、組合員数投票が宣せられ、直ちに実行される。組合員数投票は各加盟組織の加盟費納入済み人員数によって決まる。
- c) 規約改正と PSI の解散に関する場合を除き、挙手ならびに組合員数投票のいずれの採決においても、棄権票には関係なく、投ぜられた票数の単純過半数（すなわち投票数の半数プラス 1 票以上）の賛成で決まる。
- d) 投票を数える投票集計人は大会の最初のセッションで選出される。

会長および書記長の選挙

一般原則

- a) 選挙管理人は遅くとも大会開催 7 ヶ月前までに、会長職と書記長職の候補者の指名は遅くとも大会開催 2 ヶ月前までに書記局に届かなければならないことを、全加盟組合に通知する。

対立候補のいる場合の選挙

- a) 会長及びまたは書記長の選挙で複数の候補者がいる場合、加盟組織に関する情報へのアクセスに関して、また PSI メンバーに対する候補者のプログラムのプレゼンテーションにおいても、選挙管理人は大会前あるいは大会中にすべての候補者が公平に処遇されるようにしなければならない。
- b) 選挙管理人は、個人の選挙運動に PSI の資金が使われることのないように気を配らなければならない。

選挙手続き

- a) 2 名以上の指名を受け取った場合には、選挙管理人は選挙ごとに、それぞれの ID と投票権、候補者全員の氏名を載せた投票用紙を用意しなければならない。これは出席している各加盟組合または欠席組合の指定代理人に配布され、大会年も含む前回の大会以降もしくは加盟以降の加盟費納入済み平均人員数に基づいて投票が行われる。
- b) 各加盟組合は自ら選択する候補者の氏名の欄にはっきりと X を印し、投票集計人の用意する箱の中に記入済みの投票用紙を入れる。
- c) 一名の候補者名の隣に X 印以外が記されている場合は、この投票は無効である。棄権票は受理されない。
- d) 投票用紙を投票集計人が数え、その結果を選挙管理人に伝え、大会終了時にその投票用紙が破棄されるようにする。
- e) 会長、あるいは会長選挙中は筆頭副会長が投票結果を発表し、もし投票総数の過半数を得票した候補者がいない場合には、第一回投票で得票数の多かった上位 2 名の間で 2 回目の投票が行なわれる。
- f) 第 1 回または第 2 回投票で投票総数の過半数を得票した候補者が当選を宣告される。
- g) 個々の組合による投票の詳細は秘密にされ、公表されることはない。
- h) 投票が投票集計人によって有効と見なされるのは、書記長が発行した公式の投票用紙が使用され、はっきりと印がつけられている場合に限られる。投票集計人は無効票の数を報告する。

附則 5 執行委員会の内部規定

執行委員会の会合は、会長の合意を得て書記長が招集する。

選挙

執行委員会の正委員の選挙は、第 7 条 3 項に従って行なわれる。各正委員につき、一名の代理委員が選出される。また、第二代理委員が指名されるかもしれない。第一代理委員は執行委員会に出席する権利があるが、正委員が欠席の場合に限って投票権を行使する。

協議

執行委員会の会合の前に、正委員は小地域全体の見解を代表するために、各自の小地域内の加盟組合と協議する責務がある。共通する見解がない場合には、正委員の責務はそうした異なる見解を代弁することである。代理委員にも同じ責務がある。

任期

正委員と代理委員の任期は次期定期大会閉会時に終了する。しかしながら、引き続きの再選は可能である。

また正委員または代理委員の任期は、本人が辞任する時、本人が所属する組織が PSI の加盟を停止する時、本人が所属する組織が加盟費を 2 年以上滞納した時、あるいは選出時に本人が所属していた組織から代表として認定されなくななくなった時に終了する。

意思決定と投票権

- 執行委員会はコンセンサスによる決定に達することを目指す。これが不可能な場合には、採決は挙手による単純過半数によって行なわれる。
- 正委員、ならびに正委員欠席の際の代理委員は、それぞれ執行委員会の会合で一票の票を持つ。
- 職権上のメンバーは、正委員と同じ権利を有する。

発言権

すべての正委員と代理委員には発言権がある。代理委員、オブザーバー、テクニカル・アドバイザーおよびゲストは議長の裁量によって発言できる。

運営委員会（SC）への若年労働者代表の選出

世界執行委員会の若年労働者メンバーは、運営委員会に送る彼らの代表を単純過半数によって選出する。そのような投票は電子手段によって行ってもよい。

EB によって任命された選挙管理人が、EB が決定する条件に従ってこのプロセスを監視する。

附則 6 運営委員会の内部規定

意思決定と投票権

- 運営委員会はコンセンサスによる決定に達することを目指す。これが不可能な場合には、採決は挙手による単純過半数によって行なわれる。
- 正委員、ならびに正委員欠席の際の代理委員は、それぞれ運営委員会の会合で一票の票を持つ。
- 職権上のメンバーは、正委員と同じ権利を有する。

発言権

すべての正委員と代理委員には発言権がある。代理委員、オブザーバー、テクニカル・アドバイザーおよびゲストは議長の裁量によって発言できる。

附則 7 女性委員会の内部規定

女性委員会は、次のことに関して執行委員会に助言する。

- a) 労働組合ならびに職場において女性の潜在能力の十分な開発を促進する方法
- b) 組合内のあらゆる組織レベルにおいて女性差別による結果を償うプログラム
- c) 組合ならびに有給雇用の場における女性の貢献が公正で公平に認められることをめざして加盟組合が活動する方法
- d) 組合ならびに公共部門の雇用における女性の関与に関する情報の収集と普及
- e) 執行委員会あるいは書記長から付託されるその他の事柄

附則 8 地域機関の内部規定

地域総会

- a) 地域総会は、大会決議と戦略的優先事項に照らして地域執行委員会が定めた特定のテーマのもとで召集できる。実際の地域総会は、外部からの追加資金も含まれる可能性のある予算の範囲内で、地域活動とワークショップを合わせることも可能である。地域の優先課題を考慮に入れて、地域総会は次期世界大会のためのガイダンスと勧告を与え、大会決定の実施を監視すべきである。
- b) 地域総会が召集される地域の全加盟組織は代議員を派遣するよう求められる。代表権は、第 6 条 6 項および附則 4「大会規則・議事規則」で大会用に定められたものと同一の基盤とする。
運営上の理由から、2019 年の米州地域総会以外の地域総会の開催時期は、どの年でも 8 月 1 日以降とする。
2019 年の米州地域総会については、2019 年 6 月 1 日時点で加盟費を未納でしかも支払いの免除、減額、猶予の申請を提出していない加盟組織は滞納と宣告され、附則 1 によって地域総会に関する彼らの権利と資格を失う。
- c) 地域総会に出席する代議員の旅費と滞在費は各人の所属組織が負担する。執行委員会は、指数 100%以下の国の代議員に対して、PSI 資金から金銭的に援助することができる。この援助は、民主主義と参加を高めることが目的である。第 4 条「加盟費」に従って申請組織が財政的義務を果たしていることが条件である。申請団体は、規約第 5 条 2 項「多様性と部門代表」に述べられた多様性と部門代表の原則を順守しなければならない。

- d) 地域総会における投票は、附則 4「大会規則・議事規則」(投票)に従って行なわれる。執行委員会は地域総会の報告を受け取る。行動や金銭的資源を要する事柄はすべて、執行委員会の会合に先立って、書記長に送られなければならない。
- e) 地域総会の資格審査委員会は、規約第 6 条 7 項および附則 4「大会規則・議事規則」による大会資格審査委員会の一般原則に手を加えて地域の事情に合わせたものに従うこととする。地域執行委員会は、準備作業を行う時間を確保するために地域総会前に十分な時間的余裕をもって資格審査委員会メンバー候補者を指名すべきである。
- f) 地域総会の議事運営委員会は、規約第 6 条 8 項および附則 4「大会規則・議事規則」による大会議事運営委員会の一般原則に手を加えて地域の事情に合わせたものに従うこととする。具体的には地域総会議事運営委員会の構成は次のとおりとする：
- i. 各小地域から 1 名
 - ii. 小地域の代表によってカバーされていない場合には、地域内の各 PSI 公用語グループから 1 名
 - iii. 地域および言語代表によってカバーされていない場合には、地域女性委員会から 1 名
 - iv. 地域、言語あるいは地域女性委員会の代表によってカバーされていない場合には、開催国から 1 名、そして
 - v. 上記のいずれによってもカバーされていない場合には、若年労働者の代表から 1 名
- g) 地域総会を準備する際に、地域執行委員会は選挙管理人、議事運営委員あるいは資格審査委員を電子手段によって任命してもよい。

地域総会による地域執行委員の選出

地域総会は、以下の規則に従って地域執行委員を選出する：

- a) 各小地域、若年労働者代表および個々の加盟組合代表から指名される地域執行委員候補者名は、地域総会初日の議事終了時までに地域総会議事運営委員会によって受け取られなければならない。これらの指名は地域総会議事運営委員会によって総会 2 日目の冒頭に代議員に提示される。
- b) 地域総会議事運営委員会が、単独もしくは一群の指名候補者が規約上の要件を満たしていないと判断した場合には、：
- i. 地域総会議事運営委員会は、その指名が規約を順守していない理由を述べた上で指名を小地域、若年労働者コーカスあるいは加盟組合に差し戻し、それぞれの加盟組合にも知らせる。
 - ii. 小地域、若年労働者コーカスあるいは加盟組合は、地域総会議事運営委員会によって指定された妥当な期限内に、しかも地域総会の選挙日に先立って十分な時間的余裕をもって、規約要件を満たす新たな指名候補者名を地域総会議事運営委員会に再提出する。
 - iii. 地域総会議事運営委員会は、新たな指名を検証したのちに、地域総会終了時までに代議員に提示する。
- c) 地域総会は、各ブロック、すなわち個々の小地域、若年労働者コーカス及び個々の加盟組合のブロックそれぞれからの指名を、別々に取り扱う。指名は単純過半数によって承認される。
- d) 指名された一群の候補者を地域総会が承認しない場合は、小地域、若年労働者コーカスあるいは関連する加盟組合は新たに候補者名を再提出するように求められる。
- e) 地域総会が総会終了時までに一群の候補者を承認しなかった場合は、欠員としてみなされて、地域執行委員会に付託される。
- f) これらの規則によって異なる部門の組合から候補者を出すことが要求される場合には、複数の部門を代表する組合は、指名要件を満たすために、そのうちのどの単一部門を代表するかを示すことができる。

地域執行委員候補者の指名

地域執行委員会正委員候補の指名は、規約第 5 条 2 項の要件に従って、以下の規則を条件として行われる。:

- a) 2 名の代表が各小地域から指名される、その際に:
 - i. 少なくとも一名は女性とする
 - ii. 小地域に一国のみ存在する場合以外は、それぞれが異なる国を代表する
 - iii. それぞれが異なる部門を代表する
- b) 各小地域から指名される候補者は以下の規則に従って選ばれる:
 - i. 小地域からの地域総会代議員は、総会初日の議事終了時まで単純過半数によって 2 名の代表をまとめて選出する
 - ii. 地域総会の選挙管理人、もしくは選挙管理人から指名された人物が、選挙を監督する
- c) 2 名の代表が若年労働者コーカスによって指名される、その際に:
 - i. 少なくとも一名は女性とする
 - ii. それぞれが異なる小地域を代表する
 - iii. それぞれが異なる部門を代表する
 - iv. 指名される候補者は地域総会による選挙時点で 30 歳未満とする
- d) 若年労働者代表の候補者は以下の規則に従って選ばれる:
 - i. **選挙時点で 30 歳未満の地域総会代議員とオブザーバーは、総会初日の議事終了時まで、単純過半数によって 2 名の代表を一括して選出する**
 - ii. 地域総会の選挙管理人、もしくは選挙管理人から指名された人物が選挙を監視する

同じ規則が代理委員候補の選出についても適用される。

地域執行委員会

- a) 地域執行委員会は、規約第 7 条 3 項と第 12 条 3 項 e)に従って、そのメンバーの中から地域を代表する執行委員会 (EB) メンバーを指名する。
- b) 地域執行委員会には、可能な場合には、PSI の主要部門の代表が含まれる (附則 10)
- c) 地域執行委員会は彼らの地域に関する事項について書記局と執行委員会に助言する、そして地域総会の準備を監督する。
- d) 地域執行委員会は執行委員会の指示に従って書記長が地域書記と協議のうえで召集する。
- e) 地域執行委員会は、地域の加盟組織の代表をかかるとする会合に自費もしくは地域予算からの拠出で出席するよう招待することができる。

地域総会と地域執行委員会の運営に関する追加規則は、規約ならびにすべての附則に矛盾しないことを条件に、それぞれの地域執行委員会によって採択することができる。そうした規則は、世界執行委員会によって承認された時に有効になる。

地域執行委員会による世界執行委員候補の指名

地域執行委員会はそのメンバーの中から 2 名の共同議長を、以下の規則を条件にして、単純過半数によって一括して選出する。この 2 名は世界執行委員候補になる。

- a) 少なくとも一名は女性とする
- b) 共同議長はそれぞれ異なる小地域を代表する

c) 共同議長はそれぞれ異なる部門の加盟組合を代表する

同じ規則が代理候補者の選出についても適用される。

2名の共同議長は、世界執行委員会の副会長候補にもなる。

附則 9 規約上の機関の会合に出席する際の費用の払い戻し

この規定は、規約で定められ次の機関の正委員、あるいは正委員に代わって参加する代理委員に適用される。

- 執行委員会
- 運営委員会
- 地域執行委員会
- 女性委員会
- 地域女性委員会

すべての正委員と、欠席する正委員の代理として参加する代理委員の旅費と滞在費は PSI が負担する。但し、会合開催地と同じ大陸にある指数 100%の国々から参加する委員は除く。実際の手続きは PSI 旅費規程に従うが、各委員の所属組織が第 4 条「加盟費」に従ってきちんと財政的義務を果たしていることが条件である。

附則 10 PSI の中核的部門

PSI 行動プログラムにあるとおり、優先部門として特定されているものは次のとおりである。

- 保健及び社会サービス
- 公益事業
- 地方及び地域政府
- 国家行政
- 教育補助職員および文化事業職員

附則 11 PSI-EPSU 協力協定

国際公務労連 (PSI) と欧州公務労連 (EPSU) の 協力協定

確定版 2008年10月10日

前文

- 1 本改訂版協力協定は以下に基づくものである。
 - 1.1) 2007年9月24日－28日にウィーンで開催された国際公務労連第28回世界大会で採択された「PSI 欧州組織と EPSU との関係に関する PSI 大会声明」。この声明は以下のことを承認した。
 - 1) PSI 執行委員会は、PSI EUREC と EPSU 執行委員会に承認された文書（改訂版協力協定を含む）に基づいて、EPSU との合併プロセスを続行する権限を授与される。
 - 2) PSI 欧州組織と EPSU の既存の機構は、移行期間中に併合される。移行期間は2009年のEPSU大会で終了する見込みである。
 - 3) PSI 執行委員会は、合併プロセスに関する最新の情報を定期的に受け取る。
 - 1.2) ブリュッセルにおける2009年6月8日－11日の第8回EPSU大会で承認される「メンバーシップに関するEPSU規約第5条」
- 2 本改訂版協定と、付属文書にある移行取決めは、2010年1月1日から発効する。移行取決めは、協定の当該部分に代わって、明記された期間中有効である。

共有するヴィジョン

- 3 PSI と EPSU は、持続可能で公正な経済的、社会的発展を創り出すには民主的で説明責任のある公共サービスが中心的な役割を果たすと考える。効果的な供給は、そうしたサービスの労働者が、十分な収入と良好な労働条件を持ち、彼らの権利を尊重して彼らが提供するサービスの具体化に彼らに関与させるような得心のいく仕事を持つことにかかっている。
- 4 両組織は、平等性と多様性を促進し、あらゆる形の差別と戦うために努力する。両組織は、結社の自由ならびに団体交渉と、それぞれの加盟組合と個々の組合員の能力強化を積極的に進める。両組織は、公共部門改革の機会を捉えて、社会の安寧と発展にとって根本的に重要な問題に取り組むことを目指す。

共通のゴール

- 5 PSI と EPSU は多数のメンバーを共有する。一緒に活動することが両組織にとって、以下の点で役立つ。
 - 5.1) グローバル化の挑戦に対応する
 - 5.2) ヨーロッパとグローバルな労働組活動を結びつける
 - 5.3) メンバーへのサービスを向上する
 - 5.4) 両組織の資源をもっとも有効に使う
 - 5.5) 代表と組織をコーディネートする
 - 5.6) 新規に加盟する可能性のある組合を割り出す
- 6 PSI と EPSU のつながりはそれぞれの規約で承認されており、EPSU はヨーロッパにおいて承認されている PSI 地域組織として活動する。EPSU 規約は付属文書として PSI 規約に付け加えられる。

合同協力委員会

- 7 PSI と EPSU の会長および書記長によって構成される合同協力委員会が設置される。この委員会は、合意によって他のオフィサーによって補充、もしくは代行されることも可能である。
- 8 本委員会の主たる役割は、協力協定の全般的監督と、両組織の調整と協力を確保することである。これには、2 つの組織の経営陣とスタッフとの間の定期的な調整会合を確保することも含まれる。合同活動のプログラムと進展を全般的に監視することは本委員会の責任であり、それはそれぞれの組織の政策決定機関に報告される。
- 9 とりわけ、本委員会には以下のことを合同で検討する責任がある。
 - 9.1) メンバーシップ関連事項—加盟および脱退提案も含む
 - 9.2) 新規加盟戦略
 - 9.3) プロジェクトの調整
 - 9.4) 財政問題
 - 9.5) 他組織との関係
 - 9.6) 紛争解決
- 10 本委員会は通常は少なくとも一年に 2 回会合する。

国際公務労連（PSI）と欧州公務労連（EPSU）

協力協定

確定版 2008年10月10日

I. 協定の当事者

- 11 本協定の当事者である国際公務労連（PSI）と欧州公務労連（EPSU）は、ここで以下のことを承認する。

II. 協定の目的と時間枠

- 12 EPSU と PSI 欧州組織は合併して、欧州公務労連（EPSU）として知られる単一の連合組織になる。PSI 運営委員会と EPSU 執行委員会が 2008 年 11 月のそれぞれの会合で承認した後、そして 2009 年 6 月の EPSU 大会で新規約を採択した後に、本協定は 2010 年 1 月 1 日から発効する。

III. 組織の名称とアイデンティティ

- 13 規約第一条に明記されているとおり、EPSU は
- 13.1) ヨーロッパにおける公共サービスならびに公益サービス労働者のための自主的で民主的な労働組合団体の連合組織である。
 - 13.2) グローバル・レベルで公共サービス労働者の利益の促進に寄与し、欧州連合（EU）の欧州域内政策に関しては自治権のある連合組織である。
 - 13.3) 欧州労連（ETUC）傘下の一連合組織である。
 - 13.4) 国際公務労連（PSI）の欧州地域組織として承認されている連合組織である。
 - 13.5) PSI と EPSU のそれぞれの規約の中で定められた地理的領域である。
- 14 13.3 と 13.4 との関連で、EPSU はレターヘッドと出版物の下部に ETUC と PSI のロゴマークを入れ、以下のことに言及する。
- 14.1) EPSU は ETUC のメンバー組織であること + ETUC のロゴ
 - 14.2) EPSU はヨーロッパにおいて PSI を代表すること + PSI のロゴ

IV. 協力分野

- 15 EPSU と PSI は、以下に挙げた分野の多くの共通の関心事に関して協力する。時の経過と共に出てくるその他の協力分野に関しては、両組織のそれぞれの統治機関で承認され、それによって活動を監視、評価するための機会が提供される。
- 15.1) 質の高い公共サービスと全般的利益になるサービス

- 15.2) 対外関係と近隣諸国に関する EU の政策
- 15.3) EPSU と PSI によって代表される部門
- 15.4) 多国籍企業
- 15.5) ジェンダー平等、機会均等および多様性
- 15.6) 公共部門における労働組合権
- 15.7) 公共部門労働者の組織化と新規加盟勧誘活動
- 15.8) コミュニケーションと広報活動、適宜

V. 協力方法

代表

- 16 PSI と EPSU はそれぞれの統治機関ならびに大会に相互に代表を送る。それぞれの組織は相手組織に対して、共通の関心分野をカバーするその他の会合や会議に出席する機会を提供する。
- 17 しかし原則的には、：
 - 17.1) EPSU は以下の会合ならびに交際を担当する：ETUC ならびに傘下の産業別連合組織、欧州の公共部門使用者、欧州の関連非政府組織（NGO）、EU の部門別社会対話と関連会合、欧州委員会・欧州議会・経済社会委員会・地域委員会などの EU の諸機関、および欧州会議などのその他の欧州組織。
 - 17.2) PSI は以下の会合ならびに交際を担当する：国際労組総連合（ITUC）ならびにグローバル・ユニオン・フェデレーション、国際的な使用者団体、関連する NGO、経済協力開発機構（OECD）ならびに労組諮問委員会（TUAC）、国際労働機関（ILO）を含む国際連合、世界貿易機関（WTO）および国際金融機関。

メンバーシップと新規加盟組織の勧誘

- 18 メンバーシップに関する EPSU 規約第 5 条、とりわけ全加盟組織は原則として EPSU と PSI の両組織のメンバーであるべきとする規定を実施するために、以下のことで合意する。
 - 18.1) 合同の新規加盟勧誘活動と組織化戦略を策定し、定期的に評価する、
 - 18.2) PSI 欧州地域の加盟組合で、現在 EPSU に加盟していない組織は、すべて新たに正式な条件を要求されることなく EPSU に加盟できる。彼らは EPSU 加盟費を支払うことになるが、これは EPSU 執行委員会で承認されたとおり、支払いは段階的に導入される。EPSU/PSI インデクセーション規則が適用される（付属文書の移行取り決めの第 2 章加盟費を参照せよ）。
 - 18.3) EPSU は全加盟組織に対して、PSI のメンバーになるよう奨励する。
 - 18.4) EPSU 執行委員会は、（組織領域内）の EPSU と PSI の両方へのあらゆる加盟申請を審議する。EPSU 執行委員会は、提案されたメンバーシップに関する姿勢を PSI に送って意見を求め、合同で審議する。
 - 18.5) 加盟費の減免ならびに脱退申請に関しても、同じ手順を踏む。
 - 18.6) EPSU と PSI の双方に加盟する組織が連続 2 年間にわたりいずれかの組織への財政的義務を果たさない場合には、除名を宣言する前にこの問題は EPSU 執行委員会と PSI 執行委員会にかけられる。除名は、EPSU 規約第 5 条（3）項が適用されない限りは、PSI と EPSU の両組織からの除名となる。財政的援助を受

ける資格のある組合は、いずれかの組織への滞納がある場合には、この権利を失う。

- 18.7) EPSU と PSI の両方に加盟する組織が EPSU と PSI の価値観や原則および目標に違反する行動をとった場合には、EPSU 執行委員会と PSI 執行委員会の双方は、除名決定を下す前にこれに対する姿勢を審議する。
- 18.8) 脱退の意向を示そうとする組織は、EPSU と PSI に対して同時にその意向を伝えなければならない。

財政

19 EPSU の活動は、各種の収入源から賄われる。そうした収入源の主なものには次のものが含まれる。

19.1) 大会および/または執行委員会によって定められた EPSU 加盟費

19.2) (20) の下で定められた PSI から支払われる欧州活動資金

19.3) (21) と (22) の下で定められている、EPSU にのみに加盟する組織からの追加拠出金

20 PSI 欧州地域執行委員会 (EUREC) が 2007 年 4 月 17 日-18 日に出した勧告に基づき、PSI は欧州の加盟組合からの収入の 18% に相当する金額を毎年 EPSU に振替えることとし、2010 年 1 月 1 日より実施される。振替額は 4 半期ごとに行われ、入手可能な最新の監査報告に基づいて金額が計算される。四半期ごとの振替額は 4 月に新しい監査報告を入手したときに調整される。この比率は 2012 年以降に見直しすることができる。

21 EPSU に振り替えられた資金の用途は、「活動の概要—何、そしてなぜ？」と題する文書で述べられたように、また EPSU 執行委員会で承認されたように、PSI の欧州地域から新に EPSU に加盟した組合のニーズに重点が置かれる。拡大された組織領域において承認された全般的 EPSU 活動プログラムを取り扱うために、EPSU に追加スタッフが雇用される。これらのスタッフの費用は、振替資金によって賄われる。EPSU は、振替資金からの支出に関して、財政報告と監査済み収支計算書を PSI に提供する。

22 PSI は EPSU への年間拠出金に相当する欧州プログラム保障資金を一般準備金勘定に創設する。この資金は、前年の監査済み計算書に基づいて毎年調整される。この資金は加盟費に追加されるもので、年次支出予算の中で表示される。

23 合併の一環として、EPSU にのみに加盟する労働組合は、その他の加盟組合が加盟人数に応じて支払っている金額に相当する額を PSI 振替資金に宛に拠出することを要請される。この拠出金は、EPSU 執行委員会の決定に従って、段階的に導入される。

運営と財政の移譲

24 事務所の監督、運営および 5 名の小地域スタッフの作業計画を含む欧州小地域事務所の管理運営と財政責任は、2010 年 1 月 1 日から EPSU 書記長に移管される。

資金調達

25 両組織は、資金援助要請の重複を避けるために、さまざまな資金提供先に申請される活動用追加資金の調達計画を互いに知らせ合う。

リサーチと情報

- 26 両組織は、各国の加盟組合や他のグローバル・ユニオン・フェデレーション、ITUC、TUAC、ETUC および公共サービス国際研究所 (PSIRU) を通じて、また政府間機関との関係を通じて、リサーチと情報ネットワークへのアクセスを持つ。PSI と EPSU は共通の関心分野においてリサーチと情報を共有する。

訓練

- 27 PSI と EPSU はリソース・パースンを共有したり、合同資料の作成、セミナーや訓練プログラムに双方の加盟組合を相互に招くことなど、労働組合の訓練および教育プロジェクトにおける協力を進める。欧州地域における外部資金によるプロジェクトは EPSU と協調しながら PSI が運営する。EU の資金によるプロジェクトは原則として EPSU が運営する。

VI. 調停

- 28 双方は、2 組織間の協定と良好な関係を維持することの重要性を認めており、したがっていかなる紛争についても協定終結の通告に到る前にその解決に努めることで合意する。
- 29 いずれの側も、協力協定の運用から発生する合理的な懸念事項をこの紛争解決手続きの下で自由に提起することができる。あらゆる段階において、紛争は非公式に解決されるほうが好ましい。

第一段階 協力委員会

- 29.1 協力委員会は紛争事項を公式に検討し、問題解決が可能かどうかを見る。当事者間で合意があれば、紛争解決の手助けをするその他のオフィサーを委員会に入れることができる。

第二段階 調停と仲裁

- 29.2 紛争解決のための交渉を援助するとの観点から、当事者間の調停を行う第 3 者を合同で招くことが検討される。代替案として、あるいは必要に応じて調停後に、双方は仲裁に委ねることで合意することもできる。

VII. 協定の性質

- 30 協定の実施は EPSU 執行委員会と PSI 執行委員会によって監視される。協定は、PSI 執行委員会および/または EPSU 執行委員会からの提案に基づいていつでも見直すことが可能であり、また必要に応じて修正することもできる。協定は、12 ヶ月間の通告期間を経て、いずれの側からも終結することができる。いずれか一方によって協定終結の通告が出された場合には、通告期間終了時まで、あるいはそれより早くに現行の協定に代わる新たな協定が締結された場合はその時点まで、協定は有効である。EPSU 執行委員会と PSI 執行委員会は新たな協定の策定を検討する。
- 31 本文書の正式言語はフランス語である。

国際公務労連 (PSI) と欧州公務労連 (EPSU)

協力協定

付属文書：移行取り決め

確定版 2008年10月10日

I. 人員、財政および活動

32 2010年1月1日から2012年12月31日までの期間については、移行取り決めが適用される。

32.1 PSIは、EPSUへの3年分の年間拠出金に相当する欧州プログラム保障資金を一般準備金勘定に創設する。この資金は、毎年EPSUに振替えられ、その正確な金額は前年の監査済み勘定に基づく。

32.2 資金の用途となる活動

32.2a) EPSU書記局に追加される3人分のスタッフ相当分。これには、EPSU書記長と書記次長の監督の下で中東欧の活動をコーディネートする一名のオフィサーが含まれる。パラグラフV(24)にしたがって、EPSU書記長は適宜職務内容説明書を作成する—職務内容には合意によって両者間で移管される任務も組み込まれる。影響を受けるポストの職務内容説明書は、合同で考慮すべき事柄として意見を求めるために、PSI書記長に送られる。

32.2b) 4つの小地域事務所とスタッフ

32.2c) 4つの中東欧(CEE)地区の会合、それぞれ年一回

32.2d) 欧州の青年活動と機構

32.2e) 中東欧における特定のプロジェクトと活動

32.2f) 指数100%未満の国で加盟費を滞納してない組合からEPSUの会合と会議に参加する場合に、EPSU執行委員会での合意どおり、参加者に支払われる旅費と日当

32.2g) EPSU公用語としてのロシア語、および適宜その他の言語の通訳と翻訳

32.3 両者は2010年1月1日時点で職員契約の移転のための取決めに合意する。移転する職員は、現行の条件に劣らない条件に基づいて移転する。

II. 加盟費

33 2009年5月31日時点で加盟組合に適用されている加盟費を段階的に引き上げることで合意されている。

EPSUにのみ加盟している労働組合に関しては、

33.1 追加加盟費(PSI欧州組織が現在行なっている活動に関連する部分)の段階的導入は普通は3年間で終了する。

PSI にのみ加盟する労働組合に関しては、

33.2 追加加盟費〈EPSUの活動に関連する部分〉の段階的導入は、普通は4年間で終了する。

34 これらの取決めの除外条項については協力委員会の同意を得る必要がある。

III. 見直し

35 2012年に、PSI大会に先立って、協力協定の合同見直し作業によって、次のことが行なわれる。

35.1) 移行取決めの運用について検討する—本協定に従ってこの取決めは期限切れになるが、期間の延長を相互で合意するという選択肢もある。

35.2) 経験に照らして、協力協定に変更が必要と考えられれば、それについて検討する。

35.3) 振替資金の取決めを見直す

36 見直し作業は、合同協力委員会によって行なわれ、合意による変更提案に関しては両組織の承認を要する。

附則 12 PSI 地域と小地域事務所リスト

AFRICA & ARAB COUNTRIES

Arab Countries

ALGERIA
BAHREIN
EGYPT
IRAQ
JORDAN
KUWAIT
LEBANON
MOROCCO
PALESTINE
TUNISIA
YEMEN REPUBLIC
English-speaking Central,
East and West Africa
BURUNDI

GHANA
KENYA
LIBERIA
NIGERIA
RWANDA
SIERRA LEONE
TANZANIA
UGANDA

French-speaking Africa

BENIN
BURKINA FASO
CAMEROON
CENTRAL AFRICAN
REPUBLIC
CHAD
CÔTE D'IVOIRE
DEMOCRATIC REP CONGO
GUINEA
MALI
NIGER
SENEGAL
TOGO

Southern Africa

ANGOLA
BOTSWANA
LESOTHO
MALAWI
MAURITIUS
MOZAMBIQUE
NAMIBIA
SOUTH AFRICA
SWAZILAND
ZAMBIA
ZIMBABWE

ASIA & PACIFIC

East Asia

HONG KONG, CHINA
JAPAN
KOREA
MACAO
MONGOLIA
TAIWAN

Oceania

AUSTRALIA
COOK ISLANDS
FIJI

NEW ZEALAND
PAPUA NEW GUINEA
SAMOA
TONGA
VANUATU
South Asia
BANGLADESH
INDIA
NEPAL
PAKISTAN
SRI LANKA
South East Asia
CAMBODIA
INDONESIA
MALAYSIA
PHILIPPINES
SINGAPORE
THAILAND

EUROPE

Benelux and France

BELGIUM
FRANCE
LUXEMBOURG
NETHERLANDS

Central Europe

BOSNIA-HERZEGOVINA
CROATIA
CZECH REPUBLIC
FORMER YUGOSLAV
REPUBLIC OF MACEDONIA
HUNGARY
KOSOVO
MONTENEGRO
SERBIA
SLOVAKIA
SLOVENIA

German-speaking

AUSTRIA
GERMANY
SWITZERLAND

Mediterranean Europe

CYPRUS
GREECE
ISRAEL
ITALY
MALTA
PORTUGAL
SPAIN

Nordic

DENMARK
FINLAND
ICELAND
NORWAY
SWEDEN

North East Europe

ARMENIA
BELARUS
ESTONIA
GEORGIA
LATVIA
LITHUANIA
UKRAINE

Russia and Central Asia

KAZAKHSTAN
KYRGYZTAN
RUSSIAN FEDERATION
TAJIKISTAN
South East Europe
ALBANIA
AZERBAIJAN
BULGARIA
MOLDOVA
ROMANIA
TURKEY
UK and Ireland
IRELAND
UNITED KINGDOM

INTER-AMERICA

Andean countries

ARUBA
BOLIVIA
COLOMBIA
ECUADOR
PERU
VENEZUELA

Brazil

Canada

Caribbean

ANGUILLA
ANTIGUA AND BARBUDA
BAHAMAS
BARBADOS
BELIZE
BERMUDA
CURACAO
DOMINICA
GRENADA
GUYANA
HAITI
JAMAICA
MONTSERRAT
SAINT LUCIA
SAINT VINCENT AND THE
GRENADINES
SINT MAARTEN
TRINIDAD AND TOBAGO

Central America and Mexico

COSTA RICA
DOMINICAN REPUBLIC
EL SALVADOR
GUATEMALA
HONDURAS
MEXICO
NICARAGUA
PANAMA
Southern Cone
ARGENTINA
CHILE
PARAGUAY
URUGUAY
USA

国際公務労連（PSI）は世界 150 カ国の 2000 万人の公共サービス労働者を代表する国際的な労働組合連合組織である。PSI は人権を擁護し、社会正義を提唱し、万人が利用できる質の高い公共サービスを促進しており、国連機関と協力し、労働団体や市民社会団体などの諸団体と提携して活動している。



2017年世界大会で採択された PSI 規約



国際公務労連
45, avenue Voltaire
01210 Ferney-Voltaire – France
www.world-psi.org